

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1	募集要項	2	(2)	イ			改築業務	各改築業務の整備スケジュール(期間)は明示されておりますが、具体的な供用開始予定時期は明示されていないものと理解しています。資料中に記載ある場合はどこを参照すべきかご教示下さい。	実施契約書(案)別紙2第2において工事完了予定日として示しているものが供用開始予定日に該当します。 なお、要求水準書<改築業務編>2.4(3)工事竣工日の設定条件に示す公社等の手続を踏まえ、工事を竣工してください。
2	募集要項	2	(4)				料金設定	「料金施策に関する提案」のひとつとして、特定の道路利用者に対し特定の期間、一定の条件を付したうえで無料化を含む料金減額を行うことは可能でしょうか。	第一次審査に関する質問回答No.851のとおり、利用料金は、公社が国土交通大臣の許可等を受けた料金を上限として民間事業者が弾力的に決定することとされていますが、その利用料金は、対象道路や周辺道路の交通への影響、利用者の利便性等を考慮して、適正さを個別に判断する必要があります。 なお、道路整備特別措置法第24条第1項ただし書きにより、料金を徴収しない車両が規定されていることにご留意ください。
3	募集要項	2	(4)				料金設定	道路利用者に対し、一定の期間の道路利用を無制限化し、運営権者がその対価を得ることは可能でしょうか。またその場合の収益の計上基準は、一定期間での定額償却など、運営権者の判断に依ると理解して宜しいでしょうか。	第一次審査に関する質問回答No.851のとおり、利用料金は、公社が国土交通大臣の許可等を受けた料金を上限として民間事業者が弾力的に決定することとされていますが、その利用料金は、対象道路や周辺道路の交通への影響、利用者の利便性等を考慮して、適正さを個別に判断する必要があります。 前提として、許可等を受けた料金の上限の範囲内であるかどうか確認ができない料金体系は認められません。 なお、運営権者における収益の計上基準については、運営権者においてご判断ください。
4	募集要項	2	(5)	イ			改築業務	「募集要項 第一次審査に係る質問に対する回答」No.13に、ETCの「増設後の修理等は再投下費として運営権者にて負担していただきます」とありますが、守秘義務対象資料「資料2-5-1 全路線将来予測」には、当該修理や維持管理費用は含まれているとの理解で宜しいでしょうか。含まれていない場合、運営権対価基準額算出の前提が異なりますので、基準額を見直して頂くようお願い致します。	ETCの増設後の更新等は再投下費として、修理等は維持費及び物件費として費用予測に含まれています。
5	募集要項	2	(5)	ウ	1)	②	事業区域内付帯事業	当該付帯事業につき、運営権者自らの責任と費用により設置し、営業を行うとありますが、例えば運営権者が公社より土地を借地した後、構成員もしくは公社が認める第三者に土地を転貸し、付帯事業を転借人の費用により整備、営業を行うことは可能でしょうか。	土地の転貸については、実施契約書(案)別紙11の第7条第1項に規定したとおり、公社の事前承諾が必要となりますが、公社が利用者の利便性やサービスの向上に資するものと判断すれば可能です。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
6	募集要項	2	(5)	ウ	1)	②	利便施設等の設置	公社取得用地を超える規模の用地を運営権者が購入し、利便施設等を設置する事が出来ると思いますが、その際、整備する建物用途の制限等がございましたらご教授下さい。	道路法第48条の5(連結)、道路法施行規則第4条の13の3(利便施設等又は通路等の構造に関する技術的基準)及びその他関係法令を遵守してください。 なお、法令・連結実施要領については、平成27年11月13日付け実施方針に関する質問回答の守秘義務対象資料(実NO303,NO305,NO307,NO311,NO313,NO326,NO331～335,NO338,NO339「連結関係法令(主な法令等).pdf」)をご参照ください。
7	募集要項	2	(5)	ウ	1)	②	新設パーキングエリア	公社取得用地を超える規模の用地を、運営権者自ら取得する場合につきまして、「自らの責任と費用」と理解したうえでございますが、そうとは言いまでも、用地取得にあたっては、地主様との継続的な信頼関係が必要です。これまで信頼関係を築かれてこられた公社様から地主様のご紹介や、交渉時におけますご同行などはお願ひできませんでしょうか。また、阿久比PAなど市街化調整区域内におけます広義の開発に該当しますゆえ、行政折衝におけます何らかのご支援はいただけますでしょうか。	用地取得に係る地権者等との交渉への公社職員の同行や関係行政機関との調整など、必要に応じた協力をを行う予定です。
8	募集要項	2	(5)	ウ	1)	②	新設パーキングエリア	上記、運営権者自ら取得用地の買収にあたり、現在の地主様との交渉や行政折衝の進捗状況を、行政機関個人情報保護、個人情報保護などに抵触しない可能な範囲で、ご教示願えないでしょうか。	現時点で地権者との交渉や関係行政機関との調整は行っておりませんが、必要に応じて協力する予定です。
9	募集要項	2	(5)	ウ	1)	②	新設パーキングエリア	続きまして上記、三方一両得に十分留意したうえで、新設パーキングエリアを開発していくことを考えた場合、もし仮に公社様の用地取得のみが成立し、運営権者自ら用地の取得のみがとん挫してしまった場合、運営権者サイドとしましては、審査において計画を織り込んでいるため、何らかの罰則を受けることになるのかご教示お願い申し上げます。	地域活性化に係る任意事業と同様、合理的な理由があると認められる場合、罰則は予定していません。 ただし、公社の用地取得は完了しておりますので、その区域において、利便施設等を自らの責任と費用により設置し、営業を行っていただく必要があります。
10	募集要項	2	(5)	ウ	1)	②	区域内任意事業の定義	・任意事業における事業区域内外の区別は、事業を行う「場所」による分類との認識で間違いございませんでしょうか。例えば、運営権者がホームページの管理運営をしたり、地域の情報を掲載する行為は、事業区域内外どちらの任意事業に該当するのかご教示下さい。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、ご質問のホームページ等の設置・管理を行う場所が事業区域外であっても、例えば、主たる内容が運営事業に係るものであれば事業区域内の任意事業としていただいて構いません。
11	募集要項	2	(5)	ウ	1)	②	区域外任意事業の運営形態	区域外任意事業を行うのは、グループ構成企業またはその関連企業、および協力企業という内容の記載があります。協力企業は「運営事業者から業務委託を受ける企業」と定義されておりますので、協力企業による事業運営とは、運営事業者(SPC)が区域外任意事業として行う新規事業を外部委託する場合を指すものと理解しております。上記理解が正しければ、委託する運営権者が事業主、協力企業が受託先という関係になります。運営権者＝事業主となってしまう、区域外任意事業の定義(道路運営事業者が行うことはできない)との矛盾生じておりませんか。	ご質問の事業主と受託先との関係については、運営権者が企画・立案したものを協力企業に実施を委託するのであれば事業主と受託先の関係にあたるかと考えますが、今回の区域外事業は運営権者と実施企業の共同企画・共同立案したものを実施企業がその実行を受託する、若しくは実施企業が企画・立案したものを実施企業がその実行を受託するなど、運営権者と実施企業が対等若しくは実施企業が主導で区域外事業が行われることを想定しておりますので、矛盾はないものと考えます。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
12	募集要項		2	(8)			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	運営権対価の基準となる価額(最低提案価格)は、運営権設定路線毎に定められていますが、収支計画において、採算が厳しい路線もあることから、路線合計の最低提案額(1,219.77億円)を超えれば、各路線毎の最低提案価格(一時金金額を含む)をすべて超えていない提案も可能となるようご検討ください。	収支計画については、平成26年度実績に基づき見直しを実施しており、運営権対価の基準となる価額については、民間事業者が見込まれる収支を基に算出しています。 構造改革特区法第28条の3第1項で、「公社管理道路とは、道路整備特別措置法第10条第1項の許可を受けて新設又は改築した道路」とされており、同条第10項で、「運営権を設定したときは、設定の対価を徴収しなければならない。」とされています。 あくまで運営権は許可の単位で設定され、その対価は運営権の単位で徴収されることから、運営権設定路線毎に運営権対価の基準となる価額及び運営権対価一時金を定めています。 この点は、公募手続上のみならず、国土交通大臣による運営権対価の認可においても共通であることをご理解ください。
13	募集要項		3	(2)	ウ	5)	応募企業、応募グループを構成する企業に共通の参加資格	「当該会社と直接、間接を問わず資本関係を有する者」に該当する企業には、当該会社の株主である国や地方自治体が株主となる企業は全て含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	資本関係を有する主体が国や地方自治体ではなく、高速道路株式会社になりますので、国や地方自治体が株主となる他の企業は含みません。
14	募集要項		3	(2)	ウ		応募企業、応募グループを構成する企業に共通の参加資格	3(2)ウ5)に該当する企業は、運営開始後にも議決権株式の譲渡を受けることはできないとの理解で宜しいでしょうか。また、当該企業は無議決権株式・劣後融資・融資を含めて、運営会社への資金拠出は認められていないとの理解で宜しいでしょうか。加えて、6)、7)に該当する企業も(少なくとも一定期間は)同様の制限を受けるべきと考えますが、その理解で宜しいでしょうか。	前段及び中段については、ご理解のとおりです。 後段については、関連業務受託者や公募アドバイザーは、公募手続きにおける公社側と民間事業者側の利益相反等の防止の観点から制限しているものであり、高速道路株式会社に対する参加制限とは趣旨が異なりますので、競争環境が解消された優先交渉権者決定後の参加は可能です。ただし、公募アドバイザーについては、公社との契約関係が続く限り、参加はできません。
15	募集要項		3	(3)			応募者の構成企業等の変更	「実施方針質問回答」No.956によれば、1次審査後、コンソーシアム構成員が脱退し、一方で公社がそれを承認しない場合、当該コンソーシアムについては、以後の手続(2次審査書類の提出)は認められないという理解で宜しいでしょうか。	ご質問の場合については、参加表明時点の応募企業又は応募グループの構成で第二次審査資料を提出していただくか、応募企業又は応募グループ全体として、第二次審査への参加を辞退していただくこととなります。
16	募集要項		3	(3)			応募者の構成企業等の変更	2015/11/25「愛知県有料道路運営等事業 募集要項」等に関する説明会での説明において、「特に一次～二次審査間の変更は容易ではない」との発言がありました。第一、二次審査終了から第二次審査の間で「構成企業」が新たに追加されることに関しては当該企業が参加資格を満たしている限り問題ないという理解でよろしいでしょうか。また、この場合でも【添付資料2】様式集記載要領【様式14】愛知県有料道路運営等事業構成企業変更届の提出は必要でしょうか。	前段については、参加資格を充足していることを前提として、公社がやむを得ないと判断した場合は追加可能ですが、詳細は具体的事例に即して個別に判断します。 後段については、理由の如何にかかわらず、様式14の提出は必要です。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
17	募集要項	3	(3)				応募者の構成企業等の変更	実施方針に関する質問回答No.956も踏まえると、仮に1次審査の後に、コンソーシアム構成員が脱退し、それが公社に承認されない場合は、当該コンソーシアムは、その後の手続を進めること(第二次審査に提案書類を提出すること)はできないという理解で宜しいでしょうか。	ご質問の場合については、参加表明時点の応募企業又は応募グループの構成で第二次審査資料を提出していただくか、応募企業又は応募グループ全体として、第二次審査への参加を辞退していただくこととなります。
18	募集要項	3	(3)				応募者の構成企業等の変更	一次審査に係る質問に対する回答No851において、公社の了承のもと最終選考後に新たな構成企業の追加は可能であるという回答ですが、追加される企業は、構成企業としての参加資格を充足していることが前提であるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	募集要項	4	(3)				選定手順及びスケジュール(予定)	優先交渉権者の決定及び公表から事業契約の締結及び公表までの期間が2ヶ月程度となっておりますが、本事業の規模、長期の業務期間、業務内容が多岐にわたること等を考慮すると大変厳しい工程になると思料いたします。可能な限り厳密な契約の締結はPFI法の目的の主要な要素であることを踏まえ、契約交渉期間を十分な交渉が可能な期間に再検討いただけませんか。	現時点の見直しは想定していません。ただし、実際に契約交渉を進めていく中で、問題が生じれば適切に対応していく考えです。
20	募集要項	4	(4)	カ			現地見学会	現地見学会において第二次審査参加者から見学する施設を要望することは可能でしょうか。	あらかじめ第二次審査参加者の意向を確認し、それを踏まえて公社が設定する方向で考えていますが、場合によっては、全ての要望には対応できないこともありますので、その点をご理解ください。
21	募集要項	4	(4)	カ			現地見学会	現地見学会においては、簡易な事業デューデリジェンスのように公社の事業実施の状況を確認できますでしょうか。また、予め見学・確認したい事項を要望できますでしょうか。そうでない場合は、どのような見学会を予定されていますでしょうか。	あらかじめ第二次審査参加者の意向を確認し、それを踏まえて公社が設定する方向で考えていますが、場合によっては、全ての要望には対応できないこともありますので、その点をご理解ください。
22	募集要項	4	(4)	サ			優先交渉権者を選定しない場合	「…本事業の目的を達成が見込めない等の理由により…」とあることにつきまして、「見込めない理由」の判断基準及び「添付資料①優先交渉権者選定基準」との関係をご教示ください。	公社として、あらかじめ具体的に想定している事項はありません。詳細は具体の事例に即して個別に判断します。
23	募集要項	4	(4)	シ			募集手続きの中止等	第二次審査において競合がなく一つのコンソーシアムのみ応募となった場合、募集手続きは執行されるのでしょうか。	第一次審査に関する質問回答No.149で回答したとおり、1者の場合も第二次審査を行います。
24	募集要項	5	(7)	ウ			その他	【要望】 「～必要な範囲において一部公開する場合がある」とありますが、提案書の記載内容は応募者のノウハウが詰まった内容となると思料いたします。提案書の内容は原則非公開としていただくよう、お願いいたします。	ご要望を踏まえて、応募者のノウハウの流出が生じないよう配慮を行いますが、公社として選定結果の説明責任を負っていることから、原則非公開とまでは約束しかねることをご理解ください。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
25	募集要項	8	(4)				用語の定義	二次審査の時に、一次審査での応募会社(構成企業)からその会社またはそのグループ会社が運営する投資ビークル(LPSまたは合同会社)に応募者名を変更することは、実態は何も変わらないので問題ないでしょうか	「実態は何も変わらない」の意図するところが不明ですが、第一次審査における構成企業の存在が審査対象となっている以上、第二次審査に向けた変更は、3(3)に規定したとおり、公社がやむを得ないと判断した場合に限られます。 ご質問のように、参加表明時における構成企業又は構成企業のグループ会社が投資ビークルを通じて運営権者に出資することを予定している場合、公社としては、当該投資ビークルの経営体制も含め、事業期間における実施体制の継続性について慎重な判断を要すると考えます。このため、第二次審査に向けた構成企業の変更手続きによるのではなく、第一次審査の段階から当該出資形態を前提に、第一次審査資料の「事業全体の実施体制」をご提案ください。
26	募集要項	8	(5)				用語の定義	自社を含むコンソーシアムが一次審査を通過し、また二次審査において優先交渉権を獲得したと仮定します。 一次審査に他のコンソーシアムの構成企業として応募し、一次審査を通過しなかった企業を、自社コンソーシアムの協力企業として二次審査時に加える事は可能でしょうか。 同様に、二次審査に構成企業として応募し、優先交渉権を獲得しなかった企業を、後日、自社コンソーシアムの協力企業として採用する事は可能でしょうか	前段については、優先交渉権者の決定後ではなく、第二次審査の時点である場合は、第一次審査に関する質問回答No.86のとおり、参加は認められません。 後段については、参加は可能です。
27	募集要項	13					コストプラスマネジメントフィー	コストプラスマネジメントフィーは税込金額とのことですが、2017年4月以降の消費税増税は加味していないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	募集要項						新設パーキングエリア	「募集要項 第一次審査に係る質問に対する回答No.21」において、新設パーキングエリアの事業区域内の売店等の一時設置は占用許可の手続きが必要とご回答されていますが、その際に占用料は発生しますでしょうか。発生する場合はその算定方法についてご教示頂けませんでしょうか。	道路法第39条(占用料の徴収)、道路法施行令第19条の別表(占用料の額)を参照してください。 なお、法令については、平成27年11月13日付け実施方針に関する質問回答の守秘義務対象資料(実NO205,NO209,NO215,NO224,NO237,NO243,NO249,NO305,NO307「道路占用関係法令(主な法令等).pdf」)をご参照ください。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
29	募集要項						第一次審査の方法等	「募集要項 第一次審査に係る質問に対する回答No.93」において、「一次審査では具体的かつ詳細な提案は不要で、評価されない」というご回答を頂いており、第一次審査における「⑤地域活性化の取組」については、主に基本方針や取組方針を記載するものと理解しています。その一方で、「添付書類2 様式集及び記載要領」12頁においては「検討着手から事業開始までの具体的な実施スケジュール(案)」を記載することとなっています。第一次審査提案書で記載する「実施スケジュール」は主に「取組方針」に係るスケジュールが評価対象であり、「具体的な取組」に係るスケジュールの記載は求められていないという理解でよろしいでしょうか。	第一次審査については、取組方針としての大まかなスケジュールを、第二次審査については、具体的な取組時期を反映した詳細なスケジュールを記載していただくという趣旨です。
30	募集要項							募集要項に関する質問(一次審査分)についての回答等の番号240に、PCBに関する記載がございますが、同措置法の中では原則譲渡・譲受は禁止と理解しておりますが、運営者側に譲渡できる旨が明記されている根拠法令をご提示願います。	公社が保管するPCB廃棄物を運営権者に譲渡するものではなく、その保管と処分を、維持管理業務の一環として運営権者に託すものです。
31	添付書類1 優先交渉権者選定基準	2	(1)				選定方法の概要	「第一次審査における評価点は第二次審査に引き継ぐことはない」とあることにつきまして、第一次審査時に提出した「提案項目」を第二次審査資料提出期限までの間に変更せざるを得ない場合についての取り扱い及び二次審査での評価の方法についてご教示ください。	提案内容を評価のうえ第一次審査を通過していますので、第一次審査の提案内容を根本的に覆すような変更は認められません。
32	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	(1)	ウ			提案項目の評価方法	最低提案価格(121,977百万円)で提案した場合の評価はEになるのでしょうか。	第二次審査における運営権対価の額は、他の提案項目のような5段階評価によることなく、額の多寡を評価します。
33	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	(1)	ウ			ウ 提案項目の評価方法	提案項目の加点方法については、提案内容が募集要項や要求水準を満たすことをベース(配点×0%)として、如何に優れているかにより5段階評価がなされるということであるが、これは他候補者との相対的評価ではなく絶対評価という理解でよろしいでしょうか？	公平・公正な競争を担保する観点から回答は差し控させていただきます。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
34	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	(1)	エ			エ 選定委員会の評価の決定	<p>第二次審査における選定委員会における評価方法は、第一次審査と異なる書きぶりとなっておりますが、以下のいずれを想定していますでしょうか？</p> <p>なお、以下①～③のいずれにも該当しない場合は、どのような方法で評価するのかご教示ください。</p> <p>①各委員がそれぞれ各項目を採点し、採点の平均点を算出し、その合計点で算定する。</p> <p>②各委員がそれぞれ各項目を採点し、最高点と最低点を除いた各採点の平均値を算出し、その合計点で算定する。</p> <p>③各委員がそれぞれ採点するのではなく、選定委員会の協議で各項目を採点し、その合計点で算定する。</p> <p>なお、第一次審査においては、上記①で採点されると理解しております。</p>	<p>第二次審査における「得点案の優劣」と、第一次審査における「委員が採点した各提案をを求める項目の採点の平均点を算出し、その合計点（以下「得点案」という）の優劣」は同意ですので、評価方法に変わりはありません。</p> <p>ただし、採点方法は現在も検討を続けており、場合によっては、一次審査資料の提出期限までに変更することがあります。</p>
35	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	(1)				提案審査	<p>ヒアリング、プレゼンテーションを実施する可能性があるとのことですが、2次審査資料提出以降、ヒアリング、プレゼンテーションのスケジュール（間隔）はどのようなご想定でしょうか。</p>	<p>第二次審査の過程で開催する選定委員会において、ヒアリングやプレゼンテーションを行う予定としています。</p>
36	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	(1)				提案審査	<p>「ヒアリング」の時間（説明時間・質問回答時間）と、応募者側出席者の人数制限がありましたらその人数をご教示ください。</p>	<p>詳細については、第二次審査参加者へ個別に通知しますが、会場の規模の制約により、参加人数の調整をお願いする場合もあると考えています。</p>
37	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	(1)				提案審査	<p>ヒアリング、プレゼンテーションにおいて、事業統括責任者の予定者、SPC代表者の予定者等が出席者として記載されていますが、その他の構成員、協力企業、アドバイザーも出席可能との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>最低限含むべき出席者を規定したものであり、記載のない者の出席も可能です。</p> <p>詳細については、第二次審査参加者へ個別に通知しますが、会場の規模の制約により、参加人数の調整をお願いする場合もあると考えています。</p>
38	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	(1)				提案審査	<p>「プレゼンテーション」では、パワーポイント等の使用は可能でしょうか。</p>	<p>詳細については、第二次審査参加者へ個別に通知しますが、パワーポイント等の使用も認める方向で考えています。</p>
39	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	(1)				提案審査	<p>応募者によるプレゼンテーションは加点範囲外との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>直接の加点対象とはしていませんが、プレゼンテーションの内容も踏まえて提案内容を評価します。</p>
40	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	(2)				優先交渉権者の選定	<p>「審査項目のうち「(1)事業全般に関わる審査事項」と「(2)個別業務・事業に関わる事項」に対する委員が採点した得点案が60点を下回る応募者は失格」と記載されていますが、これは(1)と(2)の点数が合算で60点を下回ると失格となるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
41	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	表2	(1)	②		経営責任者(予定)の経歴及び交代時の選任方法	「経営責任者が本事業をマネジメントするに足る資質や経歴」とありますが、経営責任者は、「添付書類1 別紙 実績評価の詳細」で応募企業に求められる規定と同様、道路に限らず空港、上下水道等の他のインフラマネジメントに基づく資質や経歴が評価対象となるという理解で宜しいでしょうか。その他インフラ以外の事業に関するマネジメント実績も評価対象になりますでしょうか。	「経営責任者(予定)の経歴及び交代時の選任方法」は、あくまでも本事業のマネジメントに関する資質を評価するものです。本事業以外の事業のマネジメント実績については、それらが本事業のマネジメントにおいて有用であるか否かを総合的に判断します。
42	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	表2	(1)	⑤		⑤地域活性化における配点について	「⑤地域活性化」項目への配点は25点であるが、3つの大項目である「地域活性化の取組基本方針・内容」と「特定事業・附帯事業における地域活性化取組」「任意事業における地域活性化取組」について、それぞれへの配点方針(各項目への配点割り振り等)についてご教示ください。	公平・公正な競争を担保する観点から回答は差し控えてさせていただきます。
43	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	表2	(1)	⑥		料金設定の方針	第二次審査における審査項目では、第一次審査における審査項目と異なり、評価ポイントにおいて、「料金設定の方針」への明確な言及がありませんが、料金設定の方針に関する提案の評価の仕方について、第一次審査と第二次審査とで違いがありましたらご教示下さい。(様式集及び記載要領においても、第二次審査書類において料金設定に言及があるのは、運営権対価の参考論点の箇所のみとなっています。)	第二次審査における料金設定の方針は、様式B-6-2-iiの記載事項において説明を求めている「事業収支の前提」に含まれますが、明確化のために修正します。
44	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	表2	(1)	⑥		⑥資金調達・事業収支について	「⑥資金調達・事業収支」への配点15点について、4つの大項目である「資金調達の方針」「事業収支の方針」「SPCの財務管理方針」「事業収支悪化時の対応」への配点方針(各項目への配点割り振り等)をご教示ください。	公平・公正な競争を担保する観点から回答は差し控えてさせていただきます。
45	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	表2	(2)	②		②維持管理	「②維持管理」への配点20点について、「交通管理」「維持」「施設点検及び修繕」「危機管理」の4つの大項目への配点方針(各項目への配点割り振り等)をご教示ください。	公平・公正な競争を担保する観点から回答は差し控えてさせていただきます。
46	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	表2	(3)	①		運営権対価の額	運営権対価の評価基準として「最も高い運営権対価の額を提案した応募者に満点が付与されるには限らないことに留意すること」と規定されています。この規定は、運営権対価の算出根拠や事業収支計画との整合性等も併せて評価されることを意味しているのでしょうか。その他、運営権対価の額の多寡以外に留意する事項はございますでしょうか。	第一次審査に関する質問回答No.190他のおり、運営権対価の額は多寡のみで評価します。
47	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	表2	(3)	①		運営権対価の額	「(最も高い運営権対価の額を提案した応募者に満点が付与されるには限らないことに留意すること)」とあることにつきまして、具体的にはどのような算定式によって評価されるかご教示ください。	第一次審査に関する質問回答No.194のおり、公平・公正な競争を担保する観点から具体的な算出方法の回答は差し控えてさせていただきます。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
48	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	表2	(3)	①		運営権対価の額	「最も高い運営権対価の額を審査した応募者に満点が付与されるとは限らない」とありますが、対価の額の多寡以外に、点数を決める要素をご教示ください。対価が仮に低くても得点が高くなるような事例があれば、具体的にご教示ください。逆に対価が高くても、運営権対価の得点の下がるような事例があれば、具体的にご教示ください	第一次審査に関する質問回答No.190他のおり、運営権対価の額は多寡のみで評価します。 また、第一次審査に関する質問回答No.194のおり、公平・公正な競争を担保する観点から具体的な算出方法の回答は差し控えてさせていただきます。
49	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	表2	(3)	①		運営権対価の額	運営権対価の額の多寡について、評価の算定方法を示してください。示されない場合は、その理由について教えてください。	第一次審査に関する質問回答No.190のおり、公平・公正な競争を担保する観点から具体的な算出方法の回答は差し控えてさせていただきます。
50	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	表2	(3)	①		①運営権対価の額	第一次審査に係る質問に対する回答NO.175によれば、第一次審査は運営権対価の額は評価対象とはならないので事業者A、Bに評価の差は生じないということですが、第二次審査においてNO.175質問の事象が生じた場合は、どちらの事業者の評価が高くなるのでしょうか？	公平・公正な競争を担保する観点から回答は差し控えてさせていただきます。
51	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	表2	(3)	①		①運営権対価の多寡	「①運営権対価の額」項目は(1)運営権対価の額、(2)その根拠の2つに内容が分別される。 80点の配点のうち、上記(1)と(2)への配点方針(配点割り振り等)をご教示ください。	公平・公正な競争を担保する観点から回答は差し控えてさせていただきます。
52	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	表1				評価対象とする実績	実績対象としたい投資先企業が、ホテル運営、道路事業運営、サービスエリア運営受託、の事業を全て行ってもインフラ事業を実施する特別目的会社「等」の1つとして、実績対象の会社として認めて頂けるのでしょうか	特定のインフラ事業の実施のために設立した法人であることが前提となりますので、道路事業運営を主な目的として設立した法人であることが必要です。 なお、マネジメント業務については、募集要項「8用語の定義(34)」に定める趣旨(調達、資産管理、経営管理等の業務を総合的に実施したのもの)に照らし、該当の可否を判断します。
53	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	表1				①参加資格要件に関する実績、②要求水準として示す業務に係る実績	応募企業又は応募グループの代表企業・構成企業が他の会社の関連会社である場合の、当該他の会社の実績の提出も可能でしょうか。	評価対象とする実績は、別紙「実績評価の詳細」中※2のおり、応募企業又は応募グループの代表企業・構成企業の実績に加え、親会社、子会社又は関連会社の実績を含めています。 ここで言う親会社、子会社又は関連会社とは、募集要項「8用語の定義(7)～(9)」の会社をいいます。 ご質問の場合、当該親会社の子会社が応募企業又は代表企業・構成企業の関連会社である場合は評価対象となります。 なお、マネジメント業務については、募集要項「8用語の定義(34)」に定める趣旨(調達、資産管理、経営管理等の業務を総合的に実施したのもの)に照らし、該当の可否を判断します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
54	添付書類1 優先交渉権者選定基準						別紙 表1	①参加資格要件に関する実績、②要求水準として示す業務に係る実績	<p>応募企業又は応募グループの代表企業・構成企業の、親会社の子会社の実績の提出も可能でしょうか。</p> <p>評価対象とする実績は、別紙「実績評価の詳細」中※2のとおり、応募企業又は応募グループの代表企業・構成企業の実績に加え、親会社、子会社又は関連会社の実績を含めています。 ここで言う親会社、子会社又は関連会社とは、募集要項「8用語の定義(7)～(9)」の会社をいいます。 ご質問の場合、当該親会社の子会社が応募企業又は代表企業・構成企業の関連会社である場合は評価対象となります。 なお、マネジメント業務については、募集要項「8用語の定義(34)」に定める趣旨(調達、資産管理、経営管理等の業務を総合的に実施したもの)に照らし、該当の可否を判断します。</p>
55	添付書類1 優先交渉権者選定基準						別紙 表1	①参加資格要件として求める実績	<p>第一次審査に係る質問に対する回答NO.209において、構成企業の実績については当該企業の実績のみを認める旨の回答がありますが、日本国外で道路コンセッション事業を実施する事業会社は、その出資企業グループの子会社、孫会社等々として設立され、グループ内で一体管理・運営するスキームを採ることが一般的です。 組織体制、リスク分離の観点から別会社、別組織にすることは一般的であり、そのような場合は会社全体としての実績を見るほうが望ましいと考えております。 本事業においては、日本国外における道路運営の優れたノウハウを採り入れることを重要視されておりますし、連携企業は本事業において道路事業のマネジメント業務という重要かつ根幹の役割を果たす企業である旨の回答をNO.99で頂戴しております。 同じグループ企業内で道路コンセッション業務を実施している会社が、本事業に関し連携企業に協力する旨記載したレターを入れるのであれば、当該企業の実績を認めてもよいと考えております。</p> <p>また、応募グループの参加制限・参加資格を踏まえた応募者の実績を正当に評価するには、参加資格の範囲とその実績の範囲は一致すべきであると考えており、ここが不一致となることは合理的ではないと考えます。</p> <p>ご質問の冒頭部分は、連携企業の実績に関するものと理解しました。そのうえで、ご意見を踏まえて、連携企業の親会社、子会社又は関連会社の実績の提出も認める方向で修正します。 なお、マネジメント業務については、募集要項「8用語の定義(34)」に定める趣旨(調達、資産管理、経営管理等の業務を総合的に実施したもの)に照らし、該当の可否を判断します。</p>

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
56	添付書類1 優先交渉権者選定基準						評価対象とする実績	日本国外で道路コンセッション事業を運営する事業会社は、個別の事業（又は特定の国・地域内の事業）毎に、その出資企業グループの子会社、孫会社、曾孫会社などとして設立され、企業グループ内で一体的に管理・運営されていることが一般的ですが、このように個別の事業（又は特定の国・地域内の事業）を目的して設立された事業会社を、外国での事業（すなわち本事業）に直接関与させることは、企業内グループでの管理・運営上通常想定されない理解です。そのため、道路コンセッション事業を直接運営する企業からの協力表明書（レター）を提出することなどにより日本国外における道路運営のノウハウを本事業に採り入れることができると合理的に認められることを条件に、親会社を共にする企業間では実績を認めてよいのではないのでしょうか。 なお、実施方針に係る質問に対する回答No.890にて「ホールディングス制を敷く会社のうち1社が応募グループに参加した場合、当該ホールディングス制内のすべての会社に参加制限が発生する」との回答がありますので、参加制限範囲と実績評価範囲は等しく判断してもよいと考えます。	ご意見を踏まえて、連携企業の親会社、子会社又は関連会社の実績の提出も認める方向で修正します。 なお、マネジメント業務については、その重要性に鑑み、募集要項「8用語の定義(34)」に定める趣旨（調達、資産管理、経営管理等の業務を総合的に実施したもの等）に照らし、該当の可否を判断することをご理解ください。
		別紙	表1						
57	添付書類1 優先交渉権者選定基準						参加資格要件	国が発注者である衛星事業(PFI)はインフラ事業に含まれますでしょうか。	PFI事業には含まれますが、インフラ事業には含まれません。
		別紙	表1						
58	添付書類1 優先交渉権者選定基準						参加資格要件	複数のサイトで太陽光発電を運営しているSPCの場合、サイトの工事金額の合計が初期投資金額50億円以上であればよろしいでしょうか。	表2における「要求水準として示す業務に係る実績」の評価を契約単位で行うこととしているのと同様の観点から、表1における「参加資格要件として求める実績」の評価は、個別の事業単位（ご質問でいうところの「サイト」単位）で行います。
		別紙	表1						
59	添付書類1 優先交渉権者選定基準						実績評価の詳細	第一次審査に係る質問に対する回答No.219他に関して、平成12年4月1日以前に供用開始された海外道路BOT事業に関して、A-1の出資実績でなく、B-1のマネジメント実績として登録する場合、初期投資額としては建設当初の建設費、事業費を記載すればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、マネジメント業務については、募集要項「8用語の定義(34)」に定める趣旨（調達、資産管理、経営管理等の業務を総合的に実施したもの等）に照らし、該当の可否を判断します。
		別紙	表1						
60	添付書類1 優先交渉権者選定基準						実績評価の詳細	弊社がスポンサー企業として事業組成、建設し、現在運営中の海外BOT事業について、株式譲渡後も施設維持管理、修繕計画等に関するアドバイザー契約（契約期間：2012年から事業契約が終了し、政府に施設移管する2022年までの10年間）を道路事業会社（SPC）をスポンサー企業と締結し、業務を実施している場合、B-1のマネジメント実績として認められますか。その場合、初期投資額としては建設当初の建設費、事業費を記載すればよいでしょうか。	前段については、ご質問のような施設維持管理、修繕計画等に関するアドバイザー契約のみではなく、資産管理や経営管理を総合的に実施したものであることが必要です。 後段については、ご理解のとおりです。 なお、マネジメント業務については、募集要項「8用語の定義(34)」に定める趣旨（調達、資産管理、経営管理等の業務を総合的に実施したもの等）に照らし、該当の可否を判断します。
		別紙	表1						

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
61	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	表1				実績評価の詳細	第一次審査に係る質問に対する回答No.219他に関して、平成12年4月1日以前に供用開始された海外道路BOT事業にスポンサー企業として事業組成、資金調達、建設を行い、平成12年4月1日以降に株式売却後、現在も事業会社（SPC）に取締役を派遣、事業会社の経営管理、施設の修繕計画、政府との事業契約期間終了時の移管に係わる業務に係っている場合、B-1のマネジメント実績として認められますか。また、その場合、初期投資費については、建設当初の建設費、事業費を記載すればよいでしょうか。	前段については、特別目的会社等がマネジメント業務を外部に委託せず自ら実施している場合であって、事業会社へ派遣した取締役が常勤であり、該当する業務へ実質的に関与していることが確認できることが必要です。 後段については、ご理解のとおりです。 なお、マネジメント業務については、募集要項「8用語の定義（34）に定める趣旨（調達、資産管理、経営管理等の業務を総合的に実施したもの）に照らし、該当の可否を判断します。
62	添付書類2 様式集及び記載要領	1	(4)	ア	3)	b	第一次審査書類の受付時における提出書類	第一次審査書類の受付時における提出書類として、応募企業または応募企業の構成グループは、「直近2期分の有価証券報告書」若しくは「直近2期分の事業報告及び計算書類（単体及び連結）」を提出することが求められております（様式集及び記載要領1.(4)ア.③のb.及びc.）。 弊社は2014年2月に設立され、監査済みの計算書類として2014年3月期及び2015年3月期の単体計算書類を有しております。 また、連結計算書類につきましては2015年3月期の1期分を有しておりますが、弊社は非上場会社であり、連結の計算書類は公式資料として作成不要であるため、監査済みの連結計算書類は有していません（あくまで弊社内用資料として作成しています）。 また、2014年3月期については、会社設立後、約1ヶ月強の営業に留まったため、連結計算書類は社内用資料としても作成しておりません。 また、事業報告につきましても、弊社では作成をしておりません。 つきましては、弊社で作成をしている①直近2期分の単体計算書類（監査済み）②直近1期分の連結計算書類（弊社内用資料として作成）の提出をもって、様式集及び記載要領1.(4)ア.③のc.（「直近2期分の事業報告及び計算書類（単体及び連結）」）の提出要件を満たすものと見做していただけますでしょうか。	1(4)ア③c.に規定したとおり、直近2期分の単体及び連結の書類を提出していただくことが原則となりますが、該当書類が一部現存しないことについてやむを得ない事情がある場合は、当該事情の説明を付したうえで、現存する書類を最大限可能な範囲で提出してください。 なお、それらの書類について監査を受けることが法令上義務付けられていない場合は、監査済みであることを要しません。
63	添付書類2 様式集及び記載要領	1	(6)	ア			第二次審査書類受付時における提出書類	第一次審査に係る質問に対する回答No.268に「様式B、C、Dについては、それぞれ分冊とする」とありますが、様式10、様式11及び第一次審査通過者に別途配付する「要求水準等に関する確認項目一覧表」、様式B、様式C、様式Dの5分冊にして提出するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	添付書類2 様式集及び記載要領	1	表2	1	②		②実施体制等	「株主間協定書、取締役会規定等の別添資料の提出を認める」との規定がありますが、その他の審査項目においても提案書の内容を補完する補足資料の提出は可能でしょうか。また、枚数等の制限はございますでしょうか。	表2において、別添資料の提出を認める項目を個別に定めており、その他の項目については提出を認めません。
65	添付書類2 様式集及び記載要領	1	表2	1	②		実施体制等	「※株主間協定書、取締役会規定等」について、第二次審査書類提出時点での案で構わないとの理解で宜しいでしょうか。また、「等」として想定されているものがあればお示し下さい。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、公社として、あらかじめ具体的に想定している事項はありませんので、応募者においてご判断ください。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
66	添付書類2 様式集及び記載要領	1	表2	1	⑥		資金調達の方針	資金調達の確実性を疎明する提出資料として「LOI等」と規定しておりますが、融資確約書(コミットメントレター)も含まれておりますでしょうか。資金調達の確実性を示す上では、LOIよりも融資確約書(コミットメントレター)の方が評価されるとの理解でよろしいでしょうか。	LOI以外の書類として、融資確約書の提出も可能ですが、いずれが高く評価されるかをあらかじめ定める予定はありません。提出された書類の内容に応じて、個別に判断します。
67	添付書類2 様式集及び記載要領	1	表2	2	③		(通行料金徴収)	事故や機器障害等の発生の場合に、迅速な復旧とその間必要となる有人ブースでの徴収人員を確保するために、緊急連絡体制に基づき可能な係員等が各料金所に向くため、緊急的に自己の車両を使用するものとして、駐車場所は確保されていると考えてよいでしょうか？	出勤人員の規模によりますが、各料金所に一定数の駐車場所は確保されています。
68	添付書類2 様式集及び記載要領	1	(7)				参加辞退及び構成企業等の変更に関する提出書類	応募グループ内の構成企業の変更については会社の承認が必要とありますが、一方で、応募グループ全体として二次審査への参加を辞退する辞退届についてもこちらに関連する様式として挙げられております。これは、応募グループ全体で二次審査への参加を辞退する場合にも、会社の承認が必要という理解で宜しいでしょうか。	応募企業又は応募グループ全体としての第二次審査への参加の辞退については、会社の承認は必要ありません。
69	添付書類2 様式集及び記載要領	様式集	A	2	1)		②実施体制等 業務実施企業	第一次審査に係る質問に対する回答NO.297によれば、「ETC機械の更新については、ご指摘の※印以下に該当しない」とあります。「様式A-2-1-i 別添」下段の、「※ ETC・料金收受機械等保守整備業務のうち、ETC・料金收受機械の保守・点検及び料金收受機械の更新については、業務実施可能な企業に対して、有する技術の特殊性により参加制限が課されていることを踏まえ、本様式では記載しないこと。」の該当箇所はどこになりますでしょうか？	「様式A-2-1-i 別添」下段の、「※ ETC・料金收受機械等保守整備業務のうち、ETC・料金收受機械の保守・点検及び料金收受機械の更新」については、記載を求めていることから、当該様式に欄を設けておりません。
70	添付書類2 様式集及び記載要領	様式集	A	2	1)			事業収支計画(Excel)の提出にあたり、配布頂いたExcelに、0年度と58年度の列を追加した上で、貴会社へ提出することは可能でしょうか。	事業期間の前後に列を追加することについては、応募者の判断で適宜追加して頂いて構いません。
71	添付書類2 様式集及び記載要領	様式集	A	2	3)		実施体制等	2015年12月22日公社公表の「第一次審査に係る質問に対する回答」No.254の回答は様式A-2-3の実績を証する書類でも該当すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	添付書類2 様式集及び記載要領	様式集	B	2	1)		②実施体制等 業務実施企業	構成企業又は協力企業の別、の部分には「構成企業」、または「協力企業」と書くことで十分でしょうか？また、具体的な企業名は書かない、ということで宜しいでしょうか(説明会での音声が入り聞き取れませんでした)	いずれもご理解のとおりです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
73	添付書類2 様式集及び記載要領	様式集	B	2	1)		②実施体制等 業務実施企業	「構成企業又は協力企業の別」について、一次審査の提案資料で「構成企業」としていたものを二次審査で「協力企業」に変更することは可能でしょうか。或いはその逆(協力企業から構成企業に変更)は可能でしょうか	いずれもご理解のとおりです。
74	添付書類2 様式集及び記載要領	様式集	B	2	1)		②実施体制等 公社職員の出向に関する提案書	募集要項にて「会社からの出向職員の人件費、福利厚生費は会社の規程を適用する」とありますので、結論としては「会社の現規定に従う」とはならないように思います。「出向する公社職員に対する人事制度の考え方」の部分にはどんなことを書くことが期待されているのでしょうか	出向職員が運営権者において適用される勤務時間、休憩や休日、勤務規律及び安全衛生など出向職員の就業に関する事項などを想定しています。
76	添付書類2 様式集及び記載要領	様式集	B	5	1)		⑤地域活性化	「様式B-5-1」と「様式C-5」の双方にPA運営に関する取組を記載することが求められていますが、それぞれに記載を求められていることの違いについて具体的にご教示ください	様式C-5においては、現状と同等程度の運營業務を実施するにあたっての方針・計画を記載してください。これを超える地域活性化に向けた新たな取り組みの提案については、様式B-5-1に記載してください。 なお、第一次審査に関する質問回答No.145のとおり、各々の審査項目に同内容を記載(ご質問の場合は様式B-5-1に様式C-5の内容も記載)する方法、参照(ご質問の場合は様式C-5では様式B-5-1に記載した内容を参照)する方法でも構いません。
77	添付書類2 様式集及び記載要領	様式集	B	5	1)		⑤地域活性化	応募グループが優先交渉権者に選ばれなかった場合、落選グループの企業名、提案内容については、外部には公表されない事を希望いたします	公表内容については、ご意見も踏まえ、選定されなかった応募グループの競争上の地位に配慮し、今後検討します。
78	添付書類2 様式集及び記載要領	様式集	B	5	1)		⑥資金調達・事業収支	「LOIは自由様式とし、別途添付すること」とありますが、それに類する、資金調達の確実性を証明する各種書類についても、添付資料として提出は求められませんか(例: 各社の現金残高等)	応募者においてご判断いただいて差し支えありません。
79	添付書類2 様式集及び記載要領	様式集	B	6	3)		⑥資金調達・事業収支 SPCの財務管理方針に関する提案書	①配当方針等も記載とございますが、配当の多寡によって得点に影響を与えるのでしょうか。必要水準のリザーブを積んでおけば、原則それ以上の現金を留保してもしなくても、評価は同じになりますか、それとも現金は少しでも多く残す方針の方が評価をされますか ②配当方針に関し、「匿名組合」方式を活用した分配金による投資家還元スキームを採用した場合、普通の株式会社として配当を行う場合に比べて、得点は減点されるのでしょうか。それともまったく影響を与えず、あくまで資金リザーブ等の経営体力に関する方針が評価のポイントとなるのでしょうか	公平・公正な競争を担保する観点から回答は差し控えさせていただきます。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
80	添付書類2 様式集及び記載要領	様式集	(14)				構成企業変更届	一次審査の提案書提出後、二次審査の提案書を作成する過程で、一次審査の提案時には想定していなかった企業を加える事で提案内容が向上する事が判明した場合、当該企業を二次審査の提案時に構成企業として追加する事は、構成企業変更の理由として認められるでしょうか。類似のケースで、一次審査時点で協力企業として想定していた企業が、本事業により深く関与する事で、提案内容が向上する事が判明した場合、当該企業を二次審査の提案時に、協力企業から構成企業に変更する事は認められるでしょうか	いずれの場合も公社がやむを得ないと判断する可能性はありますが、詳細は具体の事例に即して個別に判断します。
81	添付書類2 様式集及び記載要領	様式集	(14)				構成企業変更届	構成企業の追加が認められないケースはどのような場合がありますでしょうか(1次審査で落選している、参加資格がそもそもない、といった明記されている事例以外で)	募集要項等に明記している範囲以外で具体的に想定している場合はありませんが、詳細は具体の事例に即して個別に判断します。
82	添付資料3 競争的対話の実施について	4	(1)				(1) 公社	必要に応じて委員会の委員長が指名する委員も競争的対話に出席するということですが、委員の出席そのものを決定する権限を有するのは、公社でしょうか？ また、候補者側から、委員の出席を要請することはできるのでしょうか？	前段については、委員会として委員の出席が必要かどうかを判断するものであり、公社の判断ではありません。 後段については、認められません。
83	添付資料3 競争的対話の実施について	4	(2)				第二次審査参加者	第二次審査参加者は、応募企業、代表企業、構成企業、協力企業に加えて、アドバイザーも出席可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	添付資料4 基本協定書(案)	0					乙が甲に対して負う義務	基本協定書の中で乙が甲に対して負っている義務については、乙の構成員が連帯して甲に責任を負っているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	添付資料4 基本協定書(案)	5					株式の譲渡	「募集要項 第一次審査に係る質問に対する回答」No.326を踏まえ、他の議決権株主への譲渡は株式数・比率に関係なく、自由に譲渡可能と理解しますが、保有する全ての議決権株式を他の議決権株主に譲渡することも公社の承諾なく可能という理解で宜しいでしょうか。例えば、A社・B社・C社のコンソーシアム(代表企業B社)で運営権者の議決権付株主として運営権者を運営していたところ、A社がB社に公社の承諾なく、自らの議決権株式を全て譲渡し、その結果運営権者がB社及びC社とによりのみ経営されることになっても、運営権者として実施契約上の義務を負っている限り、問題ないのでしょうか。	議決権株式の譲渡手続きという意味では、ご理解のとおりです。一方で、当該運営状況の場合、実施体制等の変更が生じていると考えられますので、実施契約書(案)第9条第3項の規定により、公社との協議が必要となります。
86	添付資料4 基本協定書(案)	9					談合その他の不正行為による契約の締結	第9条は、あくまで優先交渉権者の選定手続きに関して独禁法等の違反があった場合についての規定であり、優先交渉権者とは関係のない事業で乙の構成企業が独禁法違反をした場合については、本条の適用はない(他構成企業は連帯責任を負わない)という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
87	添付資料4 基本協定書(案)	12	(1)				事業区画内及び事業区画外の任意事業の実施(第12条)	第12条第1項及び第2項の「乙のうち【●株式会社】」の【●株式会社】は、構成企業のうちどのような立場の会社が記載されるのでしょうか？	地域活性化に係る任意事業の実施主体として運営権者提案書に記載された者が、構成企業であるか否かに応じて、以下のとおり異なります。 ①構成企業(又は構成企業が出資する会社)である場合:当該構成企業の名称 ②協力企業(又は協力企業が出資する会社)である場合:代表企業の名称
88	添付資料4 基本協定書(案)	12	(3)				事業区域内及び事業区域外の任意事業の実施	一次審査に係る質問に対する回答No.363において、「事業予定者(運営権者)」とありますが、本項の事業予定者が運営権者だとしますと、ここでいう任意事業は事業区域内に関するもので、事業区域外の任意事業については別途定められるということでしょうか。第12条のタイトルが「事業区域内及び事業区域外」となっています。	第一次審査に関する質問回答No.363で回答したのは、運営権者が事業区域外で地域活性化に係る任意事業を行うことはできないという趣旨です。 第12条では、事業区域内外いずれにおいても、地域活性化に係る任意事業の実施主体(事業区域内であれば運営権者)との間で、任意事業協定の締結を含めた義務を規定しています。
89	添付資料4 基本協定書(案)	13					本事業終了後の代表企業の責任	第一次審査に係る質問に対する回答No.355に「代表企業が運営権者から引き受ける金銭債務として、実施契約書(案)第112条第2項に定める瑕疵補修等に対する費用負担を想定」とありますが、当該負担に限定されるとの理解で宜しいでしょうか。限定されなければ、構成企業間で債務を分担するとしても、無限責任を追うことにならず、代表企業及び構成企業に取っては過大なリスクと言えます。	ご理解のとおりです。 なお、ご指摘の箇所については、平成27年12月22日付で修正版を公表済みです。
90	添付資料4 基本協定書(案)	14					秘密保持	甲及び乙がそれぞれに対して秘密保持義務を負う形となっておりますが、乙の守秘義務については帰責事由を負う単独の構成員が責任を負うという理解で宜しいでしょうか。	対公社(甲)との関係では連帯責任となりますが、それによって乙に生じた損害賠償について、帰責事由に応じて構成員間で負担を定めることを妨げるものではありません。
92	添付資料4 基本協定書(案)	別紙4	(3)				任意事業の不実施の場合の違約金	(上記の質問に関連して)仮に、かかる違約金の支払うべき場合が上記の場合に限定されず、任意事業(の全体又はこれに準じる重要部分)の不実施に至らない不完全履行の場合も含むとすれば、基本協定書(案)別紙4(任意事業協定の概要)脚注6(16頁)に記載される違約金額の基準を一律に適用するのは事業者に酷と思われ、任意事業に係る違約金の基準について、再検討すべきように思われます。	運営権者の違約金支払義務の発生要件は、基本協定書(案)別紙4に規定したとおりであることをご理解ください。 ご指摘を踏まえて、実施契約書(案)別紙13の第4を修正します。
93	添付資料4 基本協定書(案)	別紙4					任意事業の不実施の場合の違約金	違約金の額は「締結した任意事業協定ごとに、…初期投資額の想定額の10%又は年間売上高の想定額の20%…」と規定されていますが、「締結した任意事業協定ごとに」ではなく、「個別の任意事業ごとに」と規定すべきように思われます。運営権者の選択・提案により、全ての任意事業を一括して任意事業協定の対象とすることも、個別の任意事業ごとに任意事業協定を分けることも可能とされている(基本協定書別紙4第1項なお書き)ところ、協定の結び方によって違約金の金額が左右されるのは妥当でないためです。	複数の任意事業を一括して任意事業協定の対象とした場合、それら複数の事業について、事業実施主体として実施の義務を負うこととなるため、違約金についても複数の事業を対象に算定することが妥当と考えます。なお、脚注に規定したとおり、違約金の額の詳細については、基本協定の締結までに協議の上定めるものとしています。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
94	添付資料4 基本協定書(案)						地域活性化 任意事業(事業区域外)の担当企業	「実施方針 質問回答No.7」において、「地域活性化任意事業(事業区域外)については、応募企業、応募グループを構成する企業、協力企業、又はこれらが出資する会社(運営権者を除く)(以下、「応募企業等」といいます)が実施するものとしますが、その他の企業に協力を仰ぐことは可能」とご回答されています。事業区域外で実施される事業が、応募企業等がその他の企業に協力を要請することで、実施が実現するものであるものの、当該事業の主体が(応募企業等でなく)その他の企業である場合においても、応募企業等が任意事業協定を締結することになりますでしょうか。その場合に、応募企業等が協力を要請したその他の企業に対して、最大限の努力をもって事業遂行を要請し、また、できる限り協力を行ったものの、その他の企業の合理的な判断において、事業が実施されなかった場合には、任意事業協定3項に規定される「合理的な理由」に該当しますでしょうか。	あくまで協力(サポート)を仰ぐのであって、主体にはなり得ないことをご理解ください。その上で、任意事業協定は、その他の企業に協力を仰ぐか否かに関わらず、公社と実施主体となる応募企業等の間で締結します。後段でご質問のように、その他の企業との協力体制の構築が必要な事業においても、その実現可能性をあらかじめ十分に検討のうえ、確実に実施できると見込まれる事業を提案願います。
		別紙4							
95	添付資料4 基本協定書(案)						任意事業協定	第一次審査に係る質問に対する回答No.376に関して、事業予定者以外の者と締結される任意事業協定は、実施契約全部が終了した場合に終了することをご確認ください。事業予定者以外の者が実施する任意事業については、個別の運営権設定対象路線とリンクさせる必然性はないとの理解です。	ご理解のとおりです。
		別紙4							
96	添付資料4 基本協定書(案)						任意事業協定	第一次審査に係る質問に対する回答No.353の回答に「事業の着手時期について、合理的に可能な時期を設定することは許容されると考える」とありますが、合理的に可能な時期を設定することが困難な事態も十分想定されるため、着手の目処が立った時点で任意事業協定を締結することをお認め下さい。	ご質問における事業着手の意図が不明ですが、例えば、基本協定締結後の段階において、各種調査、調整、手続き等でさえも着手の目途が立たないとなると、実現可能性に疑問を抱かざるを得ないと考えますので、見直しは想定しておりません。
		別紙4							
97	添付資料5 実施契約書(案)						全般	実施契約に基づき公社が行う確認、承諾、承認等は、合理的な理由なく拒否又は留保されないことをご確認ください。	当然ながら公社においては合理的な判断を行います。
98	添付資料5 実施契約書(案)						既往契約等の承継	既往契約等の相手方からの承諾取得について、公社の努力義務にとどめられておりますが、実際に承諾が得られなかった場合には、事業の引継・運営に支障を来す可能性が相応にあると考えられます。実施契約上、そのような場合に、損害の賠償や追加的な対応を公社側に義務付ける規定を追加することにつき、検討の余地はございますでしょうか。	第一次審査に関する質問回答No.445で回答したとおり、運営権者に対する金銭面での保証は现阶段では想定していませんが、万が一、運営権者に損害が発生した場合は、その負担方法について協議します。
		17	(2)						

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
99	添付資料5 実施契約書(案)	24	(1)	10			公共施設等運営権の効力発生	既往契約等の相手方からの承諾が得られなかった場合には、事業の引継・運営に支障を来す可能性が相応にあると考えられます。(会社の帰責事由がない場合を含め)かかる承諾の取得が完了していない場合において当初の運営開始予定日のまま運営を開始することが現実的でないときには、運営権者が運営開始日を延期できる仕組みを規定するか、少なくとも24条1項(10)号ただし書を削除し、公社が運営開始日を延期する余地を認めることにつき、検討の余地はございますでしょうか。	第24条第1項第(10)号にただし書きを設けたのは、運営開始予定日までの事業開始を最優先することを意図したものです。第一次審査に関する質問回答No.446で回答したとおり、既往契約の承継の成否にかかわらず、運営権の効力は発生するものとしています。
100	添付資料5 実施契約書(案)	24	(3)				公共施設等運営権の効力発生	24条1項各号に列挙された条件の中には、提出書類の確認や関連契約の締結など、公社側の協力が必要な事項も含まれるところ、仮に公社側の対応が遅れたために運営開始予定日に全ての条件を充足できなかった場合でも、公社が運営権の効力発生を延期する判断を行わない限り、24条2項に従い、運営開始予定日付で事業運営に関する権利及び責任が運営権者に移転することになるのでしょうか。その場合、運営権者の事業運営に支障が生じ、契約上の義務を履行できないおそれがあると考えられる一方で、24条5項は公社の帰責事由により「運営開始予定日が遅延した場合」の損害賠償を規定するものであり、運営開始予定日が延期されなかった場合には適用がないようにも読めます。この点、公社側の帰責事由による条件不充足の場合は、運営開始予定日は当然に延期される旨の規定として頂くか、または、24条5項は延期の有無を問わず公社側の帰責事由による条件不充足により運営権者が被る損害を広くカバーする形に修正頂くことにつき、検討の余地はございますでしょうか。	運営開始予定日までの事業開始を最優先することを意図しています。第一次審査に関する質問回答No.446で回答したとおり、既往契約の承継の成否にかかわらず、運営権の効力は発生するものとしています。また、第一次審査に関する質問回答No.445で回答したとおり、運営権者に対する金銭面での保証は現段階では想定していませんが、万が一、運営権者に損害が発生した場合は、その負担方法について協議します。
101	添付資料5 実施契約書(案)	25					運営権対価の支払い及び返還	運営権対価の支払いは消費税を含むとされておりますが、平成27年12月24日付にて閣議決定された「平成28年度税制改正の大綱」による平成29年4月からの消費税増税前に実施契約が締結された場合には、経過措置の対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	運営権者における会計・税務上の取扱いについては、各自でご検討ください。
102	添付資料5 実施契約書(案)	25					運営権対価の支払い及び返還	運営権者事由によって本契約又はその一部が解除された場合、第110条に従い公社は終了された運営権設定対象施設の運営権を取り消すとされておりますが、このケースにおいては、第113条に従って運営権者が違約金支払いを実施する一方、第25条に従って公社から運営権対価一時金の残存期間に応じた未償却額相当の返還を受けられるとの理解で宜しいでしょうか。また、その場合、決済は相殺処理を想定されておりますでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
103	添付資料5 実施契約書(案)	28	(2)				運営権設定対象施設に係る公社の瑕疵担保責任	28条2項で補償される運営権者の逸失利益には、例えば、瑕疵の修補等に相当の時間がかかり、一定期間に亘って料金収入が大きく減少するといった場合の収入の減少分も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	添付資料5 実施契約書(案)	34	(2)				改築業務の考え方	平成27年12月22日に掲載された募集要項等に関する質問・意見と回答(一次審査分)N0523、524の回答において、「発注区分」と記載されており、公社と運営権者において、「個別の発注単位」に、実施契約書に基本として、「改築業務費用及び工期等」と定め、運営権者とCMrとの間の契約(CM契約)を「個別の発注単位」(発注区分)に締結するようですが、 ①個別の発注単位又は発注区分は、工事名称毎の7区分に分かれるという理解でよいのでしょうか、あるいは、運営権者とCMrとで独自に発注区分を決めることを想定しているのでしょうか。 ②CM契約も、基本となるCM契約を締結し、発注区分毎に個別契約・業務委託書等を作成するなど、任意に様式を定めていいのでしょうか。 ③②との関連で、公社において、モニタリングの観点から、CM契約を確認することとありますが、注意点・留意点などはありますでしょうか。	①・② 第一次審査に関する質問回答No.523について、「運営権者からCMrへの発注区分ごとに締結することを想定」との回答は誤りです。原則として、「改築業務対象施設の7区分毎」に「改築業務対象施設別契約」を締結することとしています。(実施契約書(案)第34条第3項参照) CM契約については、特に本数等の規定はありませんので、CMrの構成等を踏まえて適切な契約を締結していただくことになります。 ③要求水準書及び実施契約書(案)に定める内容が適切に盛り込まれているか、その他改築業務の円滑な遂行にあたって適切な契約内容となっているかを確認する予定です。
105	添付資料5 実施契約書(案)	34	(3)				改築業務費用	第34条第3項の「前項の改築業務費用」とは、「第1項の改築業務対象施設別改築業務費用」のことでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえて修正します。
106	添付資料5 実施契約書(案)	34	(3)				改築業務費用	①第一次審査に係る質問に対する回答No.523では、改築業務対象施設別契約は、運営権者からCMrへの発注単位で締結されるとのことですが、例えばETCレーン増設工事を南知多道路部分だけ発注した場合には、改築業務対象施設別契約もその部分のみについて締結されるとの理解でよいのでしょうか。②その場合、当該改築業務対象施設別契約に規定される「改築業務対象施設別改築業務費用」とは、別紙2の第2に記載された改築業務費用額のうち、当該発注部分の金額を確定して規定することになるのでしょうか。③また、上記のように理解した場合、回答No.114にある改築業務費用の総額には拘束力がある、とされているのは、具体的に総額にどのような効果を持たせる趣旨でしょうか。	①第一次審査に関する質問回答No.523について、「運営権者からCMrへの発注区分ごとに締結することを想定」との回答は誤りです。原則として、「改築業務対象施設の7区分毎」に「改築業務対象施設別契約」を締結することとしています。(実施契約書(案)第34条第3項参照) ②については、7区分毎の場合、改築業務対象施設別契約には別紙2の第2に記載された改築業務対象施設ごとの改築業務費用を規定します。 ③については、実施契約締結時において拘束力を有するものであり、その後の業務実施により、当初公社で想定していた条件が変更となるなどの正当な理由がある場合に改築業務費用を変更し、業務を実施していただくという趣旨です。
107	添付資料5 実施契約書(案)	41	(1)				前金払	第41条第1項の第二文の趣旨をご教示ください。どのような場合を排除するために規定されたのか、一読しても不明です。	ご指摘を踏まえ、第二文「個別前払金の合計額」に関する記載を削除する方向で修正します。
108	添付資料5 実施契約書(案)	41	(1)				中間前金払	「前払対象契約」とは、「改築業務対象施設別契約」を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえて修正します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
109	添付資料5 実施契約書(案)	41	(8)				前金払及び中間前金払	前払金及び中間前払金の使途に、事前検討、調査、設計も含めてください。	改築業務対象施設別契約には、工事のみならず事前検討、調査、設計も含むため、前払金等の支払い対象としています。
110	添付資料5 実施契約書(案)	42					部分払い	第42条第3項で出来形部分の確認を設計図書に基づき行うことを前提にしていますので、部分払いは工事が開始してから、工事部分についてしか請求できないということになりますでしょうか。	工事とともに、事前調査及び設計も部分払の対象としますが、事前検討については、部分払の対象外となります。ご指摘を踏まえて修正します。 なお、実施契約はあくまで基本的な条項を定めているものであり、具体的かつ個別に必要な条項は、別に締結する改築業務対象施設別契約において定める予定です。
111	添付資料5 実施契約書(案)	44	(4)				事前調査業務の対価	第44条第4項に基づく対価の金額と支払い時期は、協議のうえ個別の改築業務対象施設別契約において定めるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	添付資料5 実施契約書(案)	45	(1)				公社用地取得支援	公社による公社取得用地(改築業務対象施設)の所有権等の取得が実際に中止された場合には、当該用地の位置や面積によっては、事業の一部を断念せざるを得ないなど運営権者の事業運営に多大な悪影響が生じるおそれがあると考えられます。この点、改築業務は改築後の施設の維持管理・運営(運営権の中核部分)による収益確保という意味で維持管理・運営業務自体とも深く結びついており、実際にも、事業者が提案する運営権対価に改築後の収益可能性を織り込むことは当然否定されていないものと理解しております。このような点を踏まえ、用地取得中止により改築業務の全部又は一部が行われないことになった場合、運営権対価のうち、少なくとも当該改築工事の実施による収益として見込んでいた部分については、公社による補償の対象に含める(運営権対価の一部返還)ことにつき、検討の余地はございますでしょうか。更に、公社による運営権者の逸失利益の補償は行わないことが想定されていることですが、運営権対価に織り込まれた金額を上回る将来の想定利益(もしあれば)についても、用地取得中止が公社の帰責事由による場合には、114条1項との平仄の観点からも、逸失利益は補償対象に含めて頂くことにつき、検討の余地はございますでしょうか。	ご質問の場合において、用地取得中止による改築業務の一部解除と、その後の維持管理・運営業務の収益の減少及び運営権対価の間に因果関係が常に存在するとは限らないため、具体の事例に即して個別に協議のうえ定めるべきものと考えます。 なお、第一次審査に関する質問回答No.613で回答したとおり、運営権者の逸失利益については、2年分を上限として、相当因果関係が認められる範囲において含まれますが、2年分を超えて補償することは想定していません。
113	添付資料5 実施契約書(案)	45	(3)				公社用地取得支援業務の対価	第45条第3項に基づく対価の金額と支払い時期は、協議のうえ個別の改築業務対象施設別契約において定めるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	添付資料5 実施契約書(案)	53	(2)				条件変更等	本条は改築業務対象施設の工事だけでなく、調査、設計等についても同様に適用されることをご確認ください。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえて修正します。
115	添付資料5 実施契約書(案)	54	(2)				工事の中止	第54条第2項に基づき別紙14の第2に従う場合においても、不可抗力については、第一次審査に係る質問に対する回答No.966の解釈が同様に妥当することをご確認ください。第55条第2項、第60条第5項についても同様です。	ご理解のとおりです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
116	添付資料5 実施契約書(案)	55	(4)				工期の変更	「第一次審査に係る質問に対する回答」No.596においてご回答頂いた点に関して、第5項は、公社殿に帰責性が認められる場面ですので、運営権者が損害等の発生を最小限にとどめるための措置を講じた上で発生した「一切の」増加費用及び損害を負担して頂くべきと考えます。	第一次審査に関する質問回答No.596のとおりですが、増加費用及び損害の発生を最小限にとどめるための措置を運営権者側において講じているか否かも確認のうえ、公社において、増加費用及び損害の負担額を合理的に判断します。
117	添付資料5 実施契約書(案)	59	(1)				部分引渡し	第59条第1項での第40条の読み替えですが、「改築業務の実施に必要な費用」という文言は第40条にありません。	ご指摘を踏まえて修正します。
118	添付資料5 実施契約書(案)	59	(1)				部分引渡し	部分引渡しが行われた場合について、第61条や第62条についても読み替えが必要ではないでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。
119	添付資料5 実施契約書(案)	60					改築業務対象施設の工事竣工日の遅延	「募集要項 第一次審査に係る質問に対する回答」No.604のような回答理由であれば、改築業務遅延によって公社にて逸失利益も発生しないことから、違約金ではなく当該遅延によって発生した増加費用や損害の負担に限定頂けますでしょうか。	本項は公社における逸失利益の発生の有無にかかわらず違約罰として定めたものであり、見直しは想定していません。 なお、第一次審査に関する質問回答No.604における第40条の金銭債務の遅延利息及び第60条の業務履行の遅延利息は、ともに公共工事請負工事約款を準用していることをご理解ください。
120	添付資料5 実施契約書(案)	64	(1)				公社取得用地(新設PA隣接区域)の貸付	公社による公社取得用地(新設PA隣接区域)の所有権等の取得が実際に中止された場合には、当該用地の位置や面積によっては、事業の一部を断念せざるを得ないなど運営権者の事業運営に多大な悪影響が生じるおそれがあると考えられます。この点、事業者が提案する運営権対価に当初想定されている附帯事業の収益可能性を織り込むことは当然否定されていないものと理解しております。このような点を踏まえ、用地取得中止により附帯事業の全部又は一部が行われないことになった場合、運営権対価のうち、少なくとも当該附帯事業の実施による収益として見込んでいた部分については、公社による補償の対象に含める(運営権対価の一部返還)ことにつき、検討の余地はございますでしょうか。更に、募集要項等に関する第一次審査に係る質問回答No. 613によれば、公社による運営権者の逸失利益の補償は2年分を上限とすることが想定されているとのことですが、用地取得中止が公社の帰責事由による場合には、114条1項との平仄の観点からも、逸失利益は当該年限を超えた分も含めて補償対象に含めて頂くことにつき、検討の余地はございますでしょうか。	運営権対価の基準となる価額には、附帯事業や任意事業の収益可能性は見込んでいませんので、運営権対価の一部返還は想定していません。 ご質問のように、附帯事業の収益可能性を運営権対価の提案価格に見込むことを否定するものではありませんが、附帯事業の中止、収益の減少及び運営権対価の間に因果関係が常に存在するとは限らないため、具体の事例に即して個別に協議のうえ定めるべきものと考えます。 なお、第一次審査に関する質問回答No.613のとおり、運営権者の逸失利益については、2年分を上限として、相当因果関係が認められる範囲において含まれますが、2年分を超えて補償することは想定していません。
121	添付資料5 実施契約書(案)	71	(2)				任意事業の変更及び終了	「やむを得ない事由」としてすでに公社が具体的に把握している事項がありましたら、お示しください。	第一次審査に関する質問回答No.635のとおり、例えば、地元との合意形成の経緯から変更・終了が困難な場合などが想定されますが、あらかじめ具体的に把握している事項はありません。
122	添付資料5 実施契約書(案)	73	(1)				要求水準の変更	要求水準の変更内容を公社が決める際には、運営権者との協議内容を十分勘案していただけることをご確認ください。	ご理解のとおりです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
123	添付資料5 実施契約書(案)	81	(8)				運営権者に係る株式等	仮に代表企業が基本協定書(案)第5条4項を満たさない可能性が高まった場合には、運営権者の経営を著しく不安定化させる可能性が高い為、株式譲渡制限期間であっても、当該事象の際に限り会社が承諾する場合には、代表企業も株式譲渡可能として頂けますでしょうか。	ご質問の状況が5年間という短期間で起こること自体が問題と考えており、現時点では想定していませんが、仮に起こった場合には、協議に応じるとともに、状況に応じて適切に対応します。
124	添付資料5 実施契約書(案)	89	(2)				法律改正に基づく協議及び追加費用の負担	「募集要項 第一次審査に係る質問に対する回答」No.700の回答趣旨は別紙14 第1 1 (1)のケースであると理解しますが、法改正による増加費用が別紙14 第1 1 (2)に従い運営権者負担として処理された後、再度法改正があり費用が減少した場合には、運営権者に帰属するという理解で宜しいでしょうか。	別紙14の第1 1(2)の場合は、増加費用の負担及び減少費用の帰属はいずれも運営権者となりますので、ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえて修正します。
125	添付資料5 実施契約書(案)	90					法令改正による解除	「～公社又は運営権者は相手方当事者と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる」とありますが、これは協議で合意が得られなかったとしても、一度協議さえすれば、解除は可能という理解で宜しいでしょうか。	一度協議さえすれば解除は可能、というのは信義則に反する可能性があるものの、協議を経てもなおお意に至らず、やむを得ず解除に至る可能性はあると考えます。
126	添付資料5 実施契約書(案)	91	(1)				税制改正に基づく通知の付与	「道路の整備・運営に影響を及ぼす税制等の改正」に、平成27年12月24日付にて閣議決定された「平成28年度税制改正の大綱」による平成29年4月からの消費税増税は含まれるのでしょうか。	料金の額については、消費税及び地方消費税を除いた額で国土交通大臣の許可を受けており、消費税増税分は料金に適切に転嫁することが認められるため、運営権者の負担が増加することは想定していません。よって、消費税率の変更は、道路の整備・運営に影響を及ぼすものとはいえ、その他広く一般的に適用されるものであるため、第91条第(1)号には該当しません。
127	添付資料5 実施契約書(案)	91	(1)				税制改正に基づく通知の付与	消費税増税によって料金収入(税抜)が減少した場合、(1)に該当するとの理解で宜しいでしょうか。	料金の額については、消費税及び地方消費税を除いた額で国土交通大臣の許可を受けており、消費税増税分は料金に適切に転嫁することが認められるため、消費税増税によって料金収入(税抜)が減少することは想定していません。また、交通量の減少については、過年度の消費税の導入、消費税率の上昇に伴う交通量の減少は見られないことから、消費税増税に伴う交通量(料金収入)の減少についても想定しておらず、第101条(需要変動による調整)に従います。
128	添付資料5 実施契約書(案)	91	(1)				税制改正に基づく通知の付与	消費税増税によって運営権対価支払に係る消費税が増加した場合、(1)に該当するとの理解で宜しいでしょうか。	消費税率の変更は、道路の整備・運営に影響を及ぼすものとはいえ、その他広く一般的に適用されるものであるため、第91条第(1)号には該当しません。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
129	添付資料5 実施契約書(案)	92	(2)				税制改正に基づく協議及び追加費用の負担	第91条(1)「道路の整備・運営に影響を及ぼす税制等の改正」に、平成27年12月24日付にて閣議決定された「平成28年度税制改正の大綱」による平成29年4月からの消費税増税が含まれる場合、当該増税は「発生の防止手段を講ずることが合理的に期待できなかった」と認められるのでしょうか(追加費用負担の協議成立の如何に関わらず、当該増税の考え方を確認させて下さい)。	料金の額については、消費税及び地方消費税を除いた額で国土交通大臣の許可を受けており、消費税増税分は料金に適切に転嫁することが認められるため、運営権者の負担が増加することは想定していません。よって、消費税率の変更は、道路の整備・運営に影響を及ぼすものはいえず、その他広く一般的に適用されるものであるため、第91条第(1)号には該当しません。
130	添付資料5 実施契約書(案)	92					税制改正に基づく追加費用の負担	第92条第2項に規定のある「本契約に別段の定めがある場合を除き」の「別段の定め」とは、どのような事項を想定されているか列挙いただきたく存じます。	税制改正と法令改正等が複合的に生じた場合を念頭にした文言です。個別事例に則して判断しますが、運営権者側にとって不合理な判断をすることは想定していません。
131	添付資料5 実施契約書(案)	92					税制改正に基づく協議及び追加費用の負担	「追加費用の負担」には、税制改正によって増加する税負担が含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	基本のご理解のとおりですが、税制改正によって負担を免れる費用がもしあれば、その分は控除して算定することとなります。
132	添付資料5 実施契約書(案)	99					需要変動	別紙5と合わせ、需要変動による調整と競合路線による調整において、収入変動の要因分析と影響度を検証することになると思いますが、検証結果を公社と運営権者の双方により持ち合い協議するという理解でよろしいでしょうか。	あくまで別紙5に定める方法により、需要変動による調整や競合路線による調整を行うものであり、実施方針に関する質問回答No.1373のとおり運営権者の算定結果を基に協議により決定することをご理解ください。
133	添付資料5 実施契約書(案)	99					需要変動	別紙5と合わせ、需要変動による調整と競合路線による調整において、収入変動の要因分析(経営努力によるものか競合路線によるものかの判別)と影響度の検証手法が明確になっておりませんが、競争的対話時に具体的な手法をご提示頂けますでしょうか?	あくまで別紙5に定める方法により、需要変動による調整や競合路線による調整を行うことをご理解ください。なお、複数の競合路線が輻輳した場合の取り扱いについては、協議によることとしています。
134	添付資料5 実施契約書(案)	99					需要変動	各改築業務で整備されるICおよびPAの整備の遅れが需要変動に与える影響による調整は考慮して頂けるのでしょうか?	パーキングエリア及びりんくうインターチェンジの出口追加による交通量の増加については計画見込んでおらず、整備の遅れによる需要変動に与える影響による調整は想定していません。武豊北ICの整備に伴う交通量の変動については、計画見込んでいることから、公社側の事由により整備が遅れることとなった場合は、その影響について調整します。
135	添付資料5 実施契約書(案)	102	(1)				競合路線の新規開設等に基づく実施料金収入等	実施方針に関する質問回答No.1373によれば、「競合路線」にはバス等の他の公共交通機関も含まれるとのことですが、現状の実施契約102条1項における「競業路線」の用語に他の公共交通機関も含む趣旨であることが必ずしも明確になっていないように見受けられます。この点を明確化する修正につき、検討の余地はございますでしょうか。	実施方針に関する質問回答No.1373で回答したのは、予定外競合路線に関するもの(102条1項ではなく102条2項)に関するものです。予定競合路線の内容は守秘義務対象資料をご確認ください。なお、102条2項の要件を満たす限り、他の公共交通機関も同項の「競合路線」に含まれる可能性はありますが、修正は予定していません。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
136	添付資料5 実施契約書(案)	102	(2)				競合路線の新規開設等に基づく実施料金収入等	実施方針に関する質問回答No.1374によれば、「交通量に大幅な変動」がある場合とは、利用料収入が計画料金収入から6%を超えて推移する場合が想定されているとのことですが、現状の実施契約102条2項では、単に「交通量に大幅な変動があり、料金収入額が減少したと判断した場合」とのみ規定されているため、6%が基準となることが明確になっていないように見受けられます。募集要項等に関する第一次審査に係る質問回答No.745,747では「会社が合理的に判断する」とのご説明もございましたが、上記の点を明確化する修正につき、検討の余地はございますでしょうか。	実施方針に関する質問回答No.1374における「6%を超えて推移する」とは、あくまで想定している目安の一つであり、最終的には、第一次審査に関する質問回答No.745,747にあるように「会社が合理的に判断する」こととなります。
137	添付資料5 実施契約書(案)	105	(4)				第三者に及ぼした損害	4項は、3項「その他の事由」を原因とする損害として会社が支払ったものの、支払い後に2項「運営権者の責めに帰すべき事由」と判明した場合を想定した条項でしょうか。また、当該理解が正しい場合、その旨明記頂けますでしょうか。(現状では、会社が2項ケースとして運営権者の意思を踏まえずに支払いを行ってしまったものを、運営権者が負担する等のケースが除外できていないと考えます。)	ご指摘の事例のほか、当初いずれか原因不明の場合又は運営権者が支払わない場合も念頭にし、第三者保護のための条項となります。修正は予定していません。
138	添付資料5 実施契約書(案)	107	(2)				運営権の事由による本契約の解除	「第一次審査に係る質問に対する回答」No.750で質問させて頂いた趣旨は、第107条1項に基づく本契約の解除に伴う運営権の取消しは、第110条に従って行われることから、「前項に基づく」運営権の取消しという文言はミスリーディングではないかというものです。念のため、ご確認下さい。	ご指摘を踏まえて修正します。
139	添付資料5 実施契約書(案)	108					会社の任意による解除・公社事由による解除	第一次審査に係る質問に対する回答NO.630に関連しますが、事業区画内任意事業は運営権者の任意事業であるものの、交通量増大のための事業の一つであり運営権設定路線の運営と不可分のものと認識しております。公社事由による解除の場合においては、公社が時価で買い取ることが事業者側のコミットを更に高めるものと考えます。また、公社による時価買取がコミットできない場合、事業区画内任意事業を実施する前に、運営権者と公社で事前買取の可能性のある資産であるか等々の協議を行うことはできるのでしょうか？	第一次審査に関する質問No.630のとおりですが、加えて事業区域内の任意事業における設置物は、あくまで道路法第32条に基づく占用物件ですので、事業終了後は原形復旧が原則となります。
140	添付資料5 実施契約書(案)	112					運営権設定対象施設の引渡し	「第一次審査に係る質問に対する回答」No.764のご回答から、公社殿は、「運営事業開始前から存在する瑕疵」の存在を理由として、運営権者に対して瑕疵担保責任を追及しないものと理解致しました。	第一次審査に関する質問回答No.764で回答したのは、第28条に基づき公社が負うべきであった瑕疵担保責任についてであり、ご質問の「運営事業開始前から存在する瑕疵」の全てを指したものではありません。例えば、運営権者が要求水準書に従って維持管理・運営業務を実施した結果、運営開始日において既に存在したもとして発見したにもかかわらず、運営開始日から2年以内に公社に対して通知しなかったものについては、公社の負担の範囲外となります。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
141	添付資料5 実施契約書(案)	113	(1)	2			違約金	第113条第1項第(2)号の違約金について、第一次審査に係る質問に対する回答No.773の考え方は、ETCレーン増設工事、道路情報板等の機能向上工事についても同様であることをご確認ください。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえて修正します。
142	添付資料5 実施契約書(案)	114	(1)				損失補償等	損失補償の範囲につき、「運営権者の逸失利益については2年分を上限とする」旨規定されていますが、管理者側の事由により契約解除がなされる場合には、運営権者が支払うべきレンダーへの元利金・清算金や株主への想定リターンもカバーできるように、管理者による損失補償の範囲を設定することが(海外事例を含めて)通例であるようにも思われます。また、募集要項等に関する第一次審査に係る質問回答No. 778, 781, 784, 785, 787のご指摘の通り、確かに、運営権ガイドラインは公共用地補償基準の考え方に従い補償することを示唆していますが、公共用地補償基準はそこに示されているような期間で事業者が営業を別の場所で再開できることを想定しているのに対し、本事業は別の場所で再開できる性質のものではなく、必ずしも公共用地補償基準の考え方にそのまま従うのは妥当ではないようにも思われます。なお、実施契約書(案)28条2項、64条1項(第一次審査に係る質問回答No.613)、別紙10第15条2項、別紙11第13条2項についても同様です。	運営権者としての転業は著しく困難であっても、株主の投資対象の変更については可能性があると考えますので、見直しは想定していません。
143	添付資料5 実施契約書(案)	114	(1)				損失補償等	実施契約書(案)の修正版では、解除までに生じた費用・損害は別紙14に従って処理し、解除に起因して生じた費用・損害は各自の負担とすることとされましたが、不可抗力事由に基づく解除の場合であっても、運営権者が支払うべきレンダーへの元利金・清算金や株主への想定リターンについて、一定の範囲で管理者による損失補償を規定することで、不可抗力リスクを官民で合理的に分担する仕組みとすることが(海外事例を含めて)一般的であると認識しておりますので、この点について、再検討を頂く余地はございますでしょうか。	不可抗力が発生した場合にはその個別具体的な状況に即して対処できるよう、まずは協議を行います。見直しは想定していませんのでご理解ください。
144	添付資料5 実施契約書(案)	114					損失補償	第一次審査に係る質問に対する回答No.785 他で、逸失利益の考え方につき損失補償基準細則に言及されていますが、同細則で2年分としているのは、土地の収用等に伴って営業を廃止した場合に、他の場所で再度同種の営業ができることを前提に「転業に通常必要とする期間」が想定されていると理解しております。これに対し、本事業は特区法に基づき有料道路事業について運営権を設定するという、同種の事業を他の場所で自由に実施できる状況にはない事業であり、「転業」が考えられません。したがって、損失補償基準細則を参考に逸失利益の損失補償を2年分に限定するのは合理的とは言えません。損失補償の範囲についてご再考えください。以上は、別紙10の第15条第2項及び別紙11の第13条第2項についても同様です。	運営権者としての転業は著しく困難であっても、株主の投資対象の変更については可能性があると考えますので、見直しは想定していません。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
145	添付資料5 実施契約書(案)	115	(1)				改築業務対象施設	第一次審査に係る質問に対する回答No.792で、第115条第3項の規定による買取に言及されていますが、同条項は「できる」規定であり、買い取る義務まで規定されていません。No.792の質問にありますとおり、橋梁床版防止工事等、多数の独立した工事が予定されているものについては、個々の工事が終了した場所については、原状回復は考えられませんので、原状回復の対象にならないことをご確認ください。	運営権者による個々の工事が完了し公社の検査が完了している部分については、すでに公社への引渡しが行われているため、当然ながら原状回復を求めることは想定していません。
146	添付資料5 実施契約書(案)	117					事業終了後の債務引受	一次審査に係る質問に対する回答において、「運営権設定施設の引渡し後2年以内の瑕疵担保の修補等に対する費用負担を想定しています」とありますが、その前提であれば、代表企業等を負担する債務は最大で議決権株式の範囲内といった上限が設定されるべきだと考えます。	構成企業の間で分担することは問題ないと考えますが、債務の範囲を限定するような規定の見直しは想定していません。
147	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(2)	4	3)		需要変動に基づく調整 一運営権者の利用料金割引に基づく調整	(3)に記載の処理は、本来は①(実績交通量×実績割引料金)と②(計画交通量×計画料金)とを比較して変動幅を算出するところ、そうではなくて、①'(実績交通量×計画料金)と②'(計画交通量×計画料金)とを比較して変動幅を算出することを意味するという理解で宜しいでしょうか。すなわち、割引したにもかかわらず交通量が減少した場合は、(割引による刺激が通用しないほどに)需要自体が減少基調にあると考えられるため、(2)と異なり、6%ルールに戻って処理することが基本となるものの(その場合、本来、6%を超える収入減少分は公社が負担することで調整することになる)、運営権者が行った(効果が乏しかった)割引による収入減少分を6%の計算にカウントすべきではないため(さもなくば、運営権者が公社のリスク負担で過度な割引を適用する可能性が残る)、仮に料金が計画料金のままだったと仮定しても、なお6%を超える収入減少があった場合にのみ公社側がこれを負担する、という趣旨という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(2)	4	3)		競合路線の新規開設等に基づく調整	当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度において減収を免れた金額相当額又は増収相当額として、「 $\alpha 1$ 」と「 $\beta 1$ 」の差額に「 $\alpha 1$ 」と「 $\beta 1$ 」の合計額が追加されましたが、具体的にどういった場合に「 $\alpha 1$ 」と「 $\beta 1$ 」の合計額につき公社に支払いが必要となるのでしょうか。	競合路線の新規開設等により、料金収入の減少が見込まれていたにもかかわらず、実績料金収入が増加した場合に、減収を免れた金額相当額及び増収相当額として「 $\alpha 1$ 」と「 $\beta 1$ 」の合計額を公社に支払う、あるいは、競合路線の新規開設等により料金収入の増加が見込まれていたにもかかわらず、実績料金収入が減少した場合に、減収相当額及び増収を逸した金額相当額として「 $\alpha 1$ 」と「 $\beta 1$ 」の合計額を運営権者に支払うということを想定しています。
149	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(2)	4			運営権者による利用料金割引に基づく調整	利用料金は公社が国土交通大臣の許可等を得た料金を上限として運営権者が弾力的に決定可能とのことですが、一旦、割引したものの、上限料金を上回らなければ再値上げは可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
150	添付資料5 実施契約書(案)	別紙11	(13)	2			契約の解除	「ただし、かかる場合においても、本件建物の取扱いは第14条に従うものとし、運営権者は、会社に対しその他の費用の支払又は損失の補償を求めるとはできない」とありますが、運営権者が本件建物の建設に投資した費用の未回収分や建物の撤去費用を会社に対して請求することはできないとの趣旨でしょうか。つまり、運営権者としては、会社が14条3項に従い「任意」で時価買取をしてくれることを期待するより他、上記費用の回収方法はないというご趣旨でしょうか。会社の事由により解除がなされる場合に、上記のような取扱いとなるのであれば、公平を欠くように思われます。	ご指摘の箇所については、平成27年12月22日付けで修正版を公表済みです。
151	添付資料5 実施契約書(案)	別紙13	(1)	2			違約金等	実施契約書(案)第78条・別紙13第1項2に規定される違約金は、これが未払のまま、同一の要求水準未達に基づき契約解除に至った場合にも、(第113条に基づく違約金に加えて)存続することになるのでしょうか。	ご理解のとおりです。モニタリング基本計画の図8-1においても、同様の趣旨を規定しています。
152	添付資料5 実施契約書(案)	別紙13	(4)				要求水準未充足時のペナルティ(任意事業に係る業務)	実施契約書(案)別紙13第4によれば、会社は、「運営権者による任意事業の実施につき、要求水準を満たしていないと判断した場合には、…任意事業協定書に基づき違約金等の支払を請求できる」とされる一方、基本協定書(案)別紙4(任意事業協定の概要)第3項(16頁)によれば、任意事業が合理的理由なく「提案どおり実施されない場合」に運営権者が違約金を支払うものとされています。この点、任意事業の実施に関して運営権者が違約金を支払う必要があるのは、任意事業(の全体又はこれに準じる重要部分)の不実施の場合に限定されるとの理解で宜しいでしょうか。基本協定書(案)別紙4(任意事業協定の概要)脚注6(16頁)に記載される違約金額は、実施契約解除の場合の違約金を定めた実施契約書(案)第113条第1項各号と類似の算定方法によるものであること、運営権者の事由による契約解除(第107条)は重大な債務不履行等の場合に限られていることとのバランスで考えると、軽微な要求水準未達の場合になお、このような違約金の支払を求められるのは、事業者にとって酷であるように思われます。なお、上記の点及び基本協定書(案)別紙4(任意事業協定の概要)第3項(16頁)の文言との平仄の観点からは、違約金の支払は、実施契約書(案)別紙13第4の第一文ではなく、第二文に含める方が良いようにも思われます。	運営権者の違約金支払義務の発生要件は、基本協定書(案)別紙4に規定したとおりであることをご理解ください。ご指摘を踏まえて、実施契約書(案)別紙13の第4を修正します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
153	添付資料5 実施契約書(案)	別紙14	(1)	2	2)		不可効力による費用負担	募集要項等に関する第一次審査に係る質問回答No. 975が途中で途切れているため、再掲頂けますでしょうか。	<p>第一次審査に関する質問回答No. 975の回答の全文は以下のとおりです。</p> <p>不可抗力の対象とする自然災害は、「公共土木施設災害復旧事業査定方針 昭和32年7月15日 建河発第351号(最終改正 平成23年8月5日 国水防第133号) 建設省河川局長通知」第3に記される自然災害の内、公社が管理する施設に該当するものを適用することとしたものであり、洪水、干ばつ、噴火、異常低温、積雪、落雷等による被害は対象としておりません。また、今回の交通量推計には、これまでの維持工事等における交通規制による通行台数の減少の影響が織り込まれていることから、通行規制に伴う料金収入の減少については、実施契約書(案)第101条の規定に従います。</p>
154	添付資料5 実施契約書(案)	別紙14	(1)	2	1)	ア	人的損害に係る不可抗力による費用負担	「公共土木施設災害復旧事業国庫負担法第6条第1項(ただし、同項(第4号及び第5号を除く。))に定める災害復旧事業の適用除外規定を準用の上、当該不可抗力に起因する損害の回復を図る工事等が当該適用除外規定の対象外となる規模」とは、工事費用が120万円以上の場合との理解でよろしいでしょうか。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項各号のうち、第1号の金額基準についてはご理解のとおりですが、第2号以下も判断材料となります。